



平成 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払
調書合計表

(所得税法施行規則別表第 5(20)関係)

処 理 事 項	通信日付印		検 収		整理簿登載
	※		※		※
	・ ・				

平成 年 月 日提出 税務署長 殿	提 出 者	所 在 地		整理番号								
		フリガナ 名 称		電 話	()							
		フリガナ 代 表 者 氏 名 印		この調書 について 応 答 できる方	所 属	課 係						
			㊞	氏 名								

区 分	支 払 総 額 (支払調書提出省略分を含む。)			左 の う ち、支 払 調 書 を 提 出 す る も の の 合 計		
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
一 般 分	人	円	円	人	円	円
軽 減 分						
非課税又は免税分						
計						

(摘 要)

【非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書合計表】

記載要領

- 1 「**支払総額（支払調書提出省略分を含む。）**」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての借入金の利子について記載する。
- 2 「**左のうち、支払調書を提出するものの合計**」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「**一般分**」欄には、次の4又は5に掲げる借入金の利子以外のものについて記載する。
- 4 「**軽減分**」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた借入金の利子について記載する。
- 5 「**非課税又は免税分**」欄には、所得税法第 180 条（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）第 1 項、所得税法第 214 条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）第 1 項又は租税特別措置法第 42 条の 2（外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例）第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた借入金の利子について記載する。
- 6 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない